

シングルペアレント世帯の生活保護受給率について



ターゲット 1.3

令和2年7月3日

郡山市保健福祉部

生活支援課

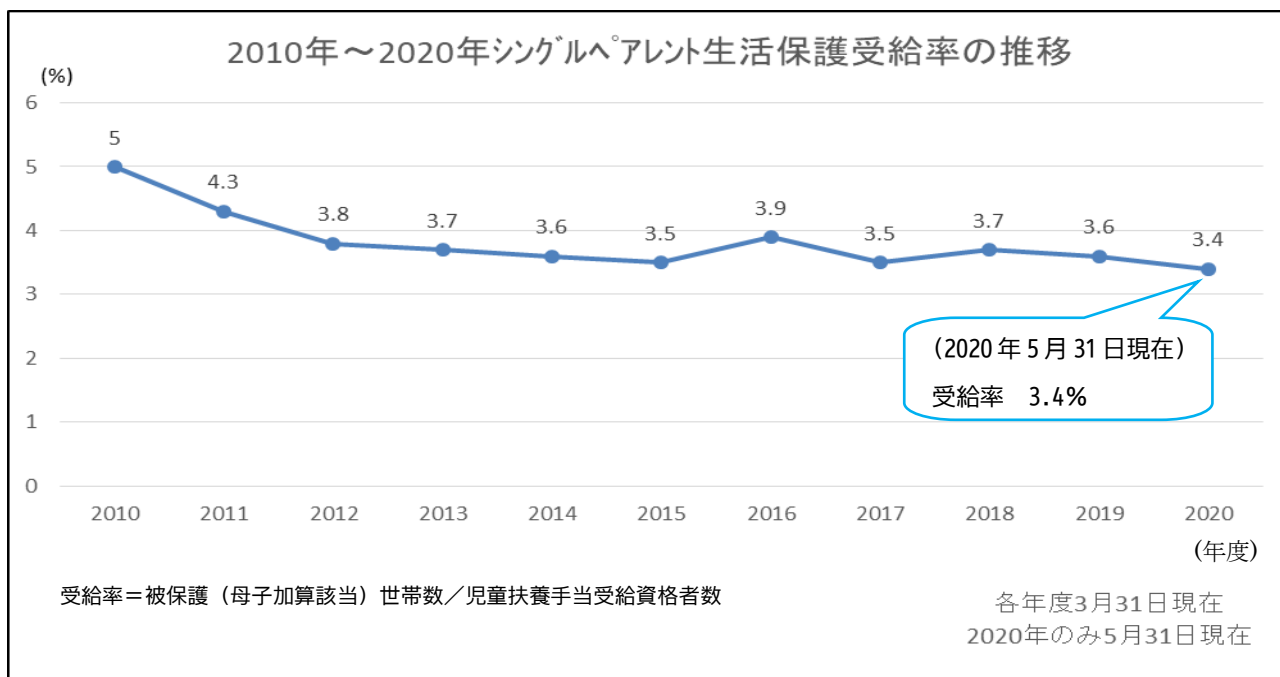
担当：伊藤 由貴

TEL：924-2611

SDGs ターゲット 1.3 「各国において最低限の基準を含む適切な社会保障制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する」

過去10年間のシングルペアレント世帯の生活保護受給率を見ると、全体的に減少傾向にあり、その要因として女性の社会進出や雇用機会の増加等が考えられます。

現下のコロナ禍の状況において、シングルペアレント世帯は雇用環境の悪化などによる経済的な影響を特に受けやすく、生活環境が急激に悪化している可能性があることから、生活保護制度を含めた各種支援制度について、広く周知するとともに、必要な支援を継続的に実施してまいりますので、市民の皆様にはためらわずに早めのご相談をお願いいたします。



《被保護（母子加算該当）世帯》

父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で身体障害者障害程度等級表1・2・3級又は国民年金法施行令別表1・2級に該当する者をいう。）を養育しなければならない世帯。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

《児童扶養手当受給資格者》

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（心身に政令で定める程度の障がいがあるときは20歳の誕生日の前日まで）の間にある者）を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母にかわってその児童を養育している人

イ. 父母が婚姻を解消した児童

ロ. 父又は母が死亡した児童

ハ. 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

ニ. 父又は母の生死が明らかでない児童

ホ. 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

ヘ. 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けている児童

ト. 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童

チ. 母が婚姻によらないで懐胎した児童

日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。